

# 浄化槽の維持管理について

## ～浄化槽を使用する皆さんへ～

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化しています。この微生物が働きやすいようにするには、浄化槽の適切な維持管理が必要です。このため**浄化槽法**では、浄化槽の管理者（設置者）に①**保守点検**や②**清掃**を行うことと、③**法定検査**を受けることを**義務づけています**。

維持管理が不適切な浄化槽からは、悪臭や害虫が発生したり、汚物などが流れ出て、周囲にもたいへんな迷惑をかけることがありますので、**保守点検・清掃・法定検査**を欠かさないようにしましょう。

なお、し尿だけを処理する“**単独処理浄化槽**”を使用している建物では、台所や洗濯などの雑排水がそのまま川や海に流れてしまいます。川や海を守るため、し尿と雑排水をあわせて浄化できる“**合併処理浄化槽**”への転換に努めてください。（下水道が整備された区域では、すみやかに下水道に接続してください。）

### 1 保守点検について

- (1) 浄化槽管理者（設置者）は、浄化槽を常に良好な状態に保っておくために、定期的に保守点検を行う義務があります。（浄化槽法第10条）
- (2) 専門的な技術を持っていない場合は、千葉市に登録した保守点検業者に委託してください。浄化槽保守点検業者については**一般社団法人千葉県環境保全センター（電話043-245-4222）**へお問い合わせください。
- (3) 保守点検業者に保守点検を行わせたときは、**保守点検記録を受け取り、3年間保存してください**。
- (4) 保守点検業者には、保守点検記録を浄化槽管理者（設置者）に交付する際、その内容を説明することが義務づけられています。
- (5) 保守点検の回数は、法令（環境省関係浄化槽法施行規則第6条）により下表のように定められています。これはあくまでも最低限の回数なので、浄化槽の用途や構造、状態に応じて増やすことが必要です。

#### ● 合併処理浄化槽における保守点検の回数

処理方式	浄化槽の種類または大きさ	点検周期
分離触媒ばっ気方式、嫌気床触媒ばっ気方式 または脱窒ろ床触媒ばっ気方式	1 処理対象人員が、20人以下の浄化槽	4月毎
	2 処理対象人員が、21人以上50人以下の浄化槽	3月毎
活性汚泥方式		1週毎
回転板接触方式、接触ばっ気方式 または散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週毎
	2 スクリーン及び流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く）	2週毎
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月毎

#### ● 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）における保守点検の回数

処理方式	浄化槽の種類または大きさ	点検周期
全ばっ気方式	1 処理対象人員が、20人以下の浄化槽	3月毎
	2 処理対象人員が、21人以上300人以下の浄化槽	2月毎
	3 処理対象人員が、301人以上の浄化槽	1月毎
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式 または単純ばっ気方式	1 処理対象人員が、20人以下の浄化槽	4月毎
	2 処理対象人員が、21人以上300人以下の浄化槽	3月毎
	3 処理対象人員が、301人以上の浄化槽	2月毎
散水ろ床方式、平面酸化床方式または地下砂ろ過方式		6月毎

## 2 清掃について

- (1) 浄化槽の内部には汚泥などが徐々に溜まり、そのまま放置すると放流水とともに流れ出てしまうだけでなく、浄化槽の機能不良の原因となります。このため、保守点検業者の指示に従い、千葉市の許可を受けた下記の清掃業者に依頼して、適切に清掃をしてください。
- (2) 清掃回数は年1回以上です(浄化槽法第10条第1項。ただし全ばっ気式の浄化槽は6か月に1回以上)。
- (3) 清掃記録は3年間保存してください。

許可番号	清掃業者名	所在地	電話番号
102	丸徳環境(株)	稲毛区宮野木町441-12	250-2847
103	光クリーンサービス(株)	花見川区三角町610-1	259-2741
106	(有)長沼興業社	稲毛区宮野木町2148-4	250-7729
108	大金興業(株)	緑区誉田町3-78	291-0161
111	(有)中央商事	中央区生実町887-1	261-4121
112	共立興業(株)	若葉区若松町545-13	423-9191
113	(株)センエー	稲毛区黒砂2-12-11	241-3156
115	(有)筑波商事	稲毛区園生町1032-16	214-2100

## 3 法定検査について

### (1) 7条検査(設置後の水質検査)

浄化槽管理者には、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に、県が指定した検査機関の水質検査を受けることが義務づけられています(浄化槽法第7条)。この検査は、水質等を検査することにより、主に浄化槽の設置工事等が正しく行われたか否かを判断するものです。

### (2) 11条検査(定期検査)

浄化槽管理者(設置者)は、7条検査のほか、年1回、県が指定した検査機関の定期検査を受けることが義務づけられています(浄化槽法第11条)。この検査は、主に保守点検や清掃が適正に行われているか否かを判断するものです(10人槽以下の合併処理浄化槽は、原則としてBOD検査により機能判定を行います。)

法定検査については公益社団法人千葉県浄化槽検査センター(電話043-246-6283)へお問い合わせください。

法定検査の種類と 料金 人槽区分 (浄化槽の大きさ)	第7条検査 (設置後の水質検査)	第11条検査 (定期検査)	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円
11人槽～20人槽	14,000円	8,000円	10,000円
21人槽～50人槽	15,000円	9,000円	11,000円
51人槽～100人槽	18,000円	12,000円	14,000円
101人槽～300人槽	20,000円	14,000円	16,000円
301人槽～500人槽	22,000円	16,000円	18,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円

## 4 使用上の注意

### ◆ブロワー（モーター）の電源を切らない

浄化槽には常に空気を送り込む必要があるため、ブロワー（モーター）の電源を切ってはいけません。旅行などで留守にする場合も同じです。

### ◆浄化槽の上部または周辺に物を置かない

浄化槽の保守点検や清掃に支障をきたすおそれのある物を置いてはいけません。

### ◆劇薬（塩素等）を含む洗剤の使用は避ける

便器や風呂、台所等の掃除に劇薬成分を含む洗剤等を使うと、浄化槽内で汚れを分解処理する微生物が死滅してしまうことがあります。汚れは、なるべく早めにぬるま湯や薄い石鹼液で落としましょう。

### ◆トイレトペーパーの使用を

必ずトイレトペーパーを使用しましょう。

また、新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、衛生綿などの異物は絶対に流してはいけません。

### ◆台所からの排水について

油分は浄化槽の機能をそこないます。油脂類はできるだけ流さないようにしましょう。

（フライパンや食器に残った油は、紙等でふき取ってから洗ってください。）

### ◆故障や異常時はすぐ保守点検業者へ連絡

臭気が出たり、ブロワー（モーター）が止まってしまうなど、故障や異常が生じた場合は、直ちに保守点検業者に連絡してください。

## 5 報告書等の提出について

浄化槽の使用にあたって、浄化槽法等により以下の報告や届出が義務づけられています。

### （１）浄化槽の使用開始報告書

報告が必要な場合	提出先	根拠法令等
浄化槽の使用を開始したとき	収集業務課	浄化槽法第10条の2第1項
提出時期：浄化槽使用開始の日から30日以内		

### （２）浄化槽管理者の変更報告書

報告が必要な場合	提出先	根拠法令等
浄化槽管理者に変更があったとき	収集業務課	浄化槽法第10条の2第3項
提出時期：浄化槽管理者の変更があった日から30日以内		

※浄化槽管理者は、浄化槽の所有者・占有者等で、その浄化槽の管理について権原を有する人のことです。多くの場合、土地・建物の所有者が該当します。

### （３）浄化槽維持管理報告書

報告が必要な場合	提出先	根拠法令等
浄化槽の規模が51人槽以上の合併処理浄化槽及び501人槽以上の単独処理浄化槽の浄化槽管理者	収集業務課	千葉市浄化槽法施行細則第6条
提出時期：四半期ごとに、各四半期の翌月の10日までに提出して下さい。		

### （４）浄化槽技術管理者変更報告書

報告が必要な場合	提出先	根拠法令等
浄化槽技術管理者に変更があったとき	収集業務課	浄化槽法第10条の2第2項
提出時期：浄化槽技術管理者を変更した日から30日以内（注：501人槽以上の浄化槽管理者に限る）		

### （５）浄化槽の廃止（休止）届出

届出が必要な場合	提出先	根拠法令等
浄化槽の使用を廃止したとき、または休止したとき	収集業務課	廃止：浄化槽法第11条の2第2項 休止：千葉市浄化槽法施行細則第7条
提出時期：浄化槽の使用を廃止（休止）した日から30日以内		

## 6 浄化槽法に違反した場合の「罰則」について

浄化槽法に違反した場合、浄化槽管理者には以下の罰が科されます。

- (1) 保守点検や清掃が所定の基準に従っていないとして、改善措置や使用停止を命じられたにもかかわらず、その命令に違反した場合（第12条第2項）  
⇒ 罰則・・・6か月以下の懲役または100万円以下の罰金（第62条）
- (2) 届出をせず、または嘘の届出により浄化槽を設置した場合（第5条第1項）  
⇒ 罰則・・・3か月以下の懲役または50万円以下の罰金（第63条）
- (3) 届け出た浄化槽の設置または構造・規模の変更計画が不適切であるとして、計画の変更または廃止を命じられたにもかかわらず、これに違反した場合（第5条第3項）  
⇒ 罰則・・・3か月以下の懲役または50万円以下の罰金（第63条）
- (4) 行政庁から浄化槽の保守点検や清掃に関して報告を求められたにもかかわらず、報告を怠ったり嘘の報告をした場合（第53条第1項）  
⇒ 罰則・・・30万円以下の罰金（第64条第10号）
- (5) 行政の立入検査を拒んだり、妨げたり、避けた場合。または質問に答えなかったり、嘘の答えをした場合（第53条第2項）  
⇒ 罰則・・・30万円以下の罰金（第64条第11号）
- (6) 法定検査（7条検査・11条検査）を受けず、行政庁が出した水質検査を受けるべき旨の勧告に応じず、命令に違反した場合（第7条の2第3項、第12条の2第3項）  
⇒ 罰則・・・30万円以下の過料（第66条の2）
- (7) 浄化槽の使用を廃止した届出を怠った場合（第11条の2）  
⇒ 罰則・・・5万円以下の過料（第68条）

## 浄化槽についてのお問い合わせ先

	名称等 所在地	電話番号 (市外局番043)
法定検査に関する こと	一般財団法人 千葉県環境財団 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1	246-2079
保守点検と清掃に 関すること	一般社団法人千葉県環境保全センター 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1	245-4222
設置工事に関する こと	一般社団法人千葉県浄化槽協会 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1	246-2355
市役所の窓口	千葉市環境局資源循環部 収集業務課（浄化槽班） 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	245-5252

(令和2年9月)